

1. 人権の尊重、差別・セクシャルハラスメントなどの禁止

人権問題を認識し、人権を尊重し、差別・各種ハラスメントを行わない。

(1) 人権を尊重し、人種、肌の色、信条、宗教、国籍、年齢、性別、出身、心身の障害などに基づく差別を行ってはいけません。また、このような差別を許してはなりません。

<注> 憲法、労働基準法、世界人権宣言などで定める全ての基本的人権を含みます。

また、ILO（国際労働機関）の国際労働基準に定められた均等雇用、強制労働や児童労働の禁止、結社の自由、団体交渉権の保障などにかかわる人権も含まれます。

(2) セクシャルハラスメント（職場における性的な言動に対する他の従業員等の対応により、当該従業員等の労働条件に関して不利益を与えること、または性的な言動により他の従業員等の就業環境を害すること）やパワーハラスメント（職権などの権力差を背景にし、本来の業務の範疇を越えて、継続的に人格と尊厳を害すること）などの各種ハラスメントを行ってはいけません。また、このようなハラスメントを許してはなりません。

■関係法令：憲法、世界人権宣言、国際人権規約、ILO国際労働基準、労働基準法、男女雇用機会均等法、障害者雇用促進法等

■社内関連規則：企業倫理綱領、就業規則

■照会先：人事部

2. 独占禁止法および関連諸法の遵守

私的独占、不当な取引制限（カルテル）、不正な取引方法を行わない。

(1) 私的独占の禁止

単独あるいは他の事業者と結合するなどして、他の事業者の事業活動を排除したり支配したりすることにより、市場における競争を制限してはいけません。

(2) 不当な取引制限の禁止

①カルテルの禁止

他の事業者と話し合い、価格、数量、取引先、取扱地域、実施時期等について取り決めを行ってはいけません。

②入札談合の禁止

入札参加者同士が話し合うことにより、落札者・落札価格を決定してはいけません。

(3) 不公正な取引方法の禁止

（以下の3つの行為類型は、原則禁止行為の例示です。これ以外にも不公正な取引方法として禁止されている行為がありますので、詳細は独占禁止法遵守マニュアル（社内ノーツ掲示板掲載）をご参照ください）

①共同ボイコット

他の企業と共同で取引拒絶を行ったり、行わせたりしてはいけません。

②不当廉売

商品またはサービスを、製造・仕入原価等より著しく低い対価で供給することによって、他の企業の事業活動を困難にさせてはいけません。

③再販売価格の拘束

取引の相手方とその取引先との自由な価格の決定を拘束してはいけません。

(4) 下請法の遵守

下請事業者と製造（加工を含む）委託・修理委託・情報成果物作成委託・役務提供委託取引を行う場合、下請法に基づき、必要記載事項をすべて記載した発注書面を交付する等の義務を遵守しなければならず、また、下請代金の支払遅延、下請代金の不当減額、割引困難な手形の交付等の行為を行ってはいけません。

■関係法令：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）、下請代金支払遅延等防止法（下請法）、不公正な取引方法（公正取引委員会告示第15号）等

■社内関連規則：企業倫理綱領、独占禁止法遵守マニュアル

■照会先：法務部

3. 不正競争の禁止

不正商品の製造・販売、営業秘密の不正取得・使用等、不正競争行為は行わない。

- (1) 窃盗、詐欺、強迫その他不正の手段により他人の営業秘密を取得し、またはそれを使用・開示してはいけません。不正取得行為が介在したことを知って（または重大な過失により知らないで）他人の営業秘密を取得した場合も同様です。
- (2) 他人の表示（商号、商標、標章など）として広く認識されているものと同一または類似の表示をしてはいけません。
- (3) 商品・役務またはその広告等にその原産地、品質、内容、製造方法、用途、数量等について虚偽のまたは誤認させるような表示をしてはいけません。
- (4) 虚偽の事実により競争関係にある他人の信用を害するような行為をしてはいけません。
- (5) 不当な景品類の提供や不当な表示を行ってはいけません。

■関係法令：不正競争防止法、不当景品類及び不当表示防止法（景表法）等

■社内関連規則：企業倫理綱領、独占禁止法遵守マニュアル

■照会先：法務部

4. 安全保障貿易管理

国際的な平和および安全の維持のため、厳格な安全保障貿易管理を行い、法令違反防止はもちろんのこと、グローバル企業として不適切な取引には関与しない。

- ・日本の輸出管理法令等への対応

法令上、安全保障貿易管理の対象となる貿易取引は、「貨物の輸出」、「技術の提供」です。貿易取引を行うにあたっては、日本の輸出管理法令等を遵守しなければなりません。

このためには、安全保障貿易管理規程および規制貨物等出荷管理マニュアル（社内ノーツ掲示板掲載）に基づき手続きを履行することが必要です。

国の許可を要する貿易取引には、規制方法からみると、武器および武器の開発等に用いられるおそれの高いものを規制する「リスト規制」と、リスト規制以外で大量破壊兵器等および通常兵器の開発等に用いられるおそれのあるものを規制する「キャッチオール規制」があります。リスト規制を遵守するためには、輸出貿易管理令および外国為替令に定めるリスト規制貨物等への該非確認を適切に行い、キャッチオール規制を遵守するためには、貨物等の用途および客先の活動内容を適切に確認することが必要です。

■関係法令：外国為替及び外国貿易法、輸出貿易管理令、外国為替令、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令等

■社内関連規則：安全保障輸出管理規程

■照会先：事業部、法務部

5. 製品および作業の安全管理

製品の安全性を確保するため、関係法令を遵守するとともに、製品安全管理を適切に行う。また作業の安全を確保し、労働災害防止にもつとめなければならない。

(1) 平常時の製品安全管理

製品安全に関する法令の遵守はもとより、取扱製品の安全性の評価・フィードバック、安全問題に関する情報収集、適正な取扱表示、製品安全について取り決めた契約書の整備等、製品事故の未然防止に取り組みなければなりません。

(2) 安全問題発生時の製品安全管理（製造物責任含む）

ユーザーの安全を最優先にした迅速な対応が望まれ、この対応を間違えると、顧客からの信用を失うばかりでなく、社会からの制裁を受けることにもなります。安全問題が発生した場合には、直ちに社内に報告するとともに、被害が拡大しないよう販売先、所轄官庁等に報告し、原因究明および再発防止策を講じなければなりません。

(3) 安全衛生関係法令、社内安全衛生規則、安全作業標準、安全作業マニュアル等を遵守し、労働災害防止につとめなければなりません。

■ 関係法令：製造物責任法、労働安全衛生法等

■ 社内関連規則：製造物責任管理対策組織規則

■ 照会先：法務部、人事部

6. 知的財産権関連諸法

他人が所有する知的財産権を侵害してはいけない。

(1) 新しく開発した商品の製造・使用・譲渡・輸出入や、文字・図形等の標章（マーク）を付した商品・サービスの製造・譲渡・輸出入・提供を行うにあたっては、他人が所有する特許権、商標権等の産業財産権を侵害しないか調査を行い、権利侵害にあたらぬことを確認した上で実施しなければなりません。

(2) コンピュータープログラムの無断複製（コピー）・改変等、他人が所有する著作権の無断使用は、厳に慎まなければなりません（「12. 情報システムの適切な使用」も参照してください）。

■ 関係法令：特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、半導体集積回路の回路配置に関する法律、商法、会社法、不正競争防止法等

■ 社内関連規則：企業倫理綱領、発明考案等取扱規則

■ 照会先：知的財産部、法務部

7. 贈賄の禁止および贈答・接待等

贈賄や不正な利益の供与・申し出・約束をしない。

また、取引先に対する贈答・接待等は社会通念上妥当な範囲を超えて行わない。

(1) 贈賄等の禁止

- ① 国内・海外を問わず、公務員またはそれに準ずる立場の者に対して不正に金品その他の経済的利益を供与したり、その申し出をしたり、またはその約束をしてはいけません。
- ② 我が国においては、公務員等に対して国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程その他の各官公庁等で定める同種の規程等に抵触する贈答・接待は行ってはいけません。
- ③ 当社の起用する代理店またはコンサルタント等が、違法な働きかけのために国内・海外の政府機関その他の顧客に対し経済的利益を供与することを、指示し、そそのかし（教唆）、あるいはこれを助け（幫助）てはいけません。また、これを知りながら代理店等に手数料を支払ってはいけません。

(2) 過剰な接待等の禁止

取引先の役員または社員に対し、社会通念の範囲を超える金銭、贈物、接待その他の経済的利益の供与を行ってはいけません。

（接待を受ける場合については、「14. 利益相反行為等の禁止」の(3)も参照してください）

- 関係法令：刑法、不正競争防止法、国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程等
- 社内関連規則：企業倫理綱領
- 照会先：法務部

8. 反社会的勢力への利益供与の禁止等

反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

- (1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力とは、関係を一切持つてはいけません。
- (2) 反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭などによる安易な妥協をしてはいけません（暴力団による暴力的要求行為や、株主の権利行使に関して利益を要求すること自体を罪に問うことができます）。
- (3) 反社会的勢力とは、合法的であると否とを問わず、また名目の如何を問わず一切取引を行ってはいけません。

- 関係法令：会社法120条、970条（株主の権利の行使に関する利益供与の罪、および利益要求の罪）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴力団対策法）、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律、犯罪による収益の移転防止に関する法律等
- 社内関連規則：企業倫理綱領
- 照会先：総務部、法務部

9. 環境保全

良き企業市民としての責任を自覚し、人間社会の繁栄との調和を図りながら、健全なる地球環境の保全へ向けて最善を尽くす。

- (1) 国内外の環境関連の諸法令・規則および合意した協定等を遵守しなければなりません。
- (2) 新規事業・取引の開始や新規設備等の導入に際しては、環境への負荷を少なくするように配慮しなければなりません。自然生態系や地域の環境の保全にも留意しなければなりません。
- (3) オフィス業務においては、グリーン購入・省エネルギー・省資源・廃棄物削減および効率的業務の推進に取り組まなければなりません。

<注>グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者などから優先して購入すること。

- (1) 環境を保全・改善する商品、サービス、社会システム等の提供に努めなければなりません。
- 関係法令：環境基本法、地球温暖化対策の推進に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）、大気汚染防止法等
 - 社内関連規則：環境理念・環境方針
 - 照会先：環境・防災管理部、総務部、法務部

10. インサイダー取引規制

インサイダー取引規制に違反する行為を行わない。

- (1) 当社（またはその子会社）に関する未公表の重要事実を知った時は、それが公表されるまで厳重に秘密保持したうえ、当社の株式等を売買してはいけません。
- (2) 当社以外の上場会社等（またはその子会社）に関する未公表の重要事実を知った時は、それが公表されるまで厳重に秘密保持したうえ、当該上場会社等の株式等を売買してはいけません。
- (3) 当社の株式等を売買する場合は、内部者取引管理規則に定められた事前届出等の規則を必ず遵守してください。

<注>

- (1) 「重要事実」とは、上場会社等またはその子会社の①重大な意思決定、②一定の事実の発生、③業績予想の変動等をいいます。具体的な内容については、内部者取引管理規則 別表をご参照願います。その解釈等について不明な点がある場合は法務部にご質問ください。
- (2) 「公表」とは、①上場会社等の代表取締役が2つ以上の報道機関に対して重要事実を公開したときから12時間が経過すること、②重要事実にかかる事項の記載がある有価証券報告書等が公衆の縦覧に供された場合、③重要事実が証券取引所のホームページ上で公開された場合のいずれかをいいます。

■ 関係法令：金融商品取引法

■ 社内関連規則：内部者取引管理規則、内部者取引防止対策運営規則

■ 照会先：法務部

1 1. 情報の適切な管理

当社の機密情報管理には、細心の注意を払わなければならない。また、他人より開示を受けた機密情報についても同様に扱う。

(1) 機密情報の保持

当社の機密情報を、許可なく他人に開示したり、自己のために使用するなど不正に使用してはいけません。

(2) 機密情報の開示

取引上の必要により当社の機密情報を他人に開示する場合は、必ず機密保持契約を締結しなければなりません。

(3) 他人の機密情報

他人から開示を受けた機密情報を不正に使用してはいけません。また、機密保持契約を結んだ場合は、その契約に従い行動しなければなりません。

(4) 機密情報の管理

機密文書等の作成、授受および保管、保存、廃棄等の取扱、処理については、作成者あるいは名宛人が自ら行い、機密事項の漏洩がないよう万全の措置（電子情報を電子メールに添付する場合のパスワード設定等のセキュリティ措置および高セキュリティUSBメモリ等の外部媒体使用を含む）を講じなければなりません。

(5) 退職後の機密保持義務

退職後といえども、職務上知り得た会社の機密を漏洩したり、自らまたは他人のために利用する等会社の利益を侵害する行為をしてはいけません。

(6) 個人情報の保護

個人情報は情報の提供者に明示した目的内の利用に限定し、正当な理由なく第三者に提供してはなりません。また、不正侵入、紛失、改ざん、漏洩等がないよう、個人情報の保護に関する法令その他の規範を遵守し厳重かつ適正に管理しなければなりません。個人情報の処理を第三者に委託する場合には、当該第三者が個人情報を適正に管理するよう指導しなければなりません。

<注>

「個人情報」とは、生存する個人に関し、氏名生年月日その他により特定の個人を識別可能な情報であり、名刺から得られる程度の情報であっても個人情報に該当する。

- 関係法令：個人情報の保護に関する法律、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、著作権法、刑法、不正競争防止法等
- 社内関連規則：文書取扱規則、情報システム基本方針、電子情報管理規則、情報システム利用規則
- 照会先：情報システム室、総務部、法務部

1 2. 情報システムの適切な使用

当社の情報システムを不正に使用したり、害してはならない。

(1) 著作権の侵害

プログラム等他人の著作物を違法に使用、複製、変更、配布等してはいけません。

(2) 名誉毀損・不快感を与える情報の流布

他人の名誉を傷付ける情報や侮辱するような情報、他人に不快感を不える情報、卑猥な情報等を流してはいけません。

(3) 風説の流布

偽りの風説を流布する等して、他人の信用を毀損し、または、他人の業務を妨害してはいけません。

(4) 不正アクセスの禁止

他人のユーザIDやパスワードを利用する等してコンピュータに不正に侵入し、コンピュータの情報を不正に取得したり、破壊や誤作動させる等して、業務の妨害をしてはいけません。

(5) ウィルス対策

当社がウィルスの発信源となることは、当社の信用を失わせることにもなりかねないので、情報システム室やOA管理者の指示に従いパソコンのウィルス対策ソフトを常に最新の状態にし、また、基本ソフトウェア等のセキュリティーホールをなくして、ウィルスの感染・流布を防がなければなりません。

(6) 不適切な内容の電子メールの防止

電子メールは、書面に比べて宛先を間違えたまま、あるいは内容が不適切・不正確なまま、作成・送信されがちのため、送信前の都度の再確認を怠ってはなりません。

- 関係法令：不正アクセス行為の禁止等に関する法律、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律、著作権法、刑法等
- 社内関連規則：情報システム基本方針、電子情報管理規則、情報システム利用規則
- 照会先：情報システム室、法務部

13. 適正な経理処理・税務申告と適正な会社情報の開示

経理処理・税務申告を適正に行わなければならない。また、重要な会社情報は、適正に開示しなければならない。

1. 適正な経理処理

経理業務の遂行にあたっては、経理規程等の諸規程、関係諸法令、その他一般に公正妥当と認められる会計の基準に従わなければなりません。

また、会計事実を明確に表示し、財政状態及び経営成績等につき粉飾を行ってはいけません。

(1) 勘定処理の原則

費用および収益は、その発生した期間に割当処理しなければなりません。

収益の計上には、これに対応するすべての費用を計上しなければなりません。

(2) 記帳の原則

証憑書類に基づき、取引発生のとど、遅滞なく正確に記帳しなければなりません。

(3) 証憑書類の原則

証憑書類の保存は、定められた期限まで、整然と行わなければなりません。

2. 適正な税務申告

各種の税務申告は関係諸法令に基づき適正に行わなければなりません。

3. 適正な会社情報の開示

上場する企業として、投資判断に重要な影響を与える会社の業務、運営または業績などに関する重要な会社情報は、適時且つ適切に開示しなければなりません。

- 関係法令：企業会計原則、金融商品取引法、会社法、会社法施行規則、会社計算規則、連結財務諸表規則、財務諸表規則、法人税法、地方税法、消費税法、所得税法、適時開示規則等
- 社内関連規則：企業倫理綱領、経理規程、情報開示基本方針、広報委員会運営規則、重要情報管理ルール、東証開示基準
- 照会先：経理部、総務部、法務部

1 4. 利益相反行為等の禁止

誠実に当社の業務を遂行し、当社の利益に反する行為を行わない。

1. 利益相反行為等の禁止

- (1) 当社の名誉・信用を傷つけるような行為をしてはいけません。
- (2) 当社の有形・無形の資産を不当に滅失させたり毀損する行為を行ってはいけません。
- (3) 取引先またはその役員・社員等関係者から社会通念の範囲を超える金銭、贈物、接待その他の経済的利益の供与を受けたり、借金の保証人になってもらうなど、取引先との癒着を生じさせるおそれのある行為を行ってはいけません。
- (4) 退職する際には、当社に権利が属するものについては返還しなければなりません。また、退職後に不正に利用してはいけません。
- (5) 業務に関連して行った行為については、権限の範囲外であっても当社に責任が及ぶ可能性のあることを自覚し、定められた権限を超える行為を行ってはいけません。

2. 公私のけじめ

- (1) 個人的な目的で当社の財産、経費を使ってはいけません。
- (2) 当社の立場と私的な個人の立場を峻別し、職場において会社の許可なく、政治、宗教、自治会、ボランティア、サークル等業務と無関係な個人的活動を行ってはいけません。

■ 関係法令：会社法

■ 照会先：法務部

以上